

## 鳥取市市街地河川環境維持事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市街地河川環境維持事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）（以下「規則」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、農業用水路等(以下「水路等」という)を利用して導水する場合において、水路等の維持管理に要する経費の増加分に対し補助金を交付することにより、市街地の河川環境の改善を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、水路等の維持管理を行う土地改良区、農事組合等の団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付金の額)

第5条 補助金は、別表第2欄に掲げる経費の額に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 補助率を乗じた後の補助金額に小数点以下の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (2) 申請事業に係る経費は、他の経費と明確に区分するものとする。
- (3) 事業の完了は事業実施年度内とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、補助金の額を決定する。この場合において、市長は、申請者に対し交付に条件を付することができる。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助対象事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(事業実績の報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、その事業を完了したとき又は交付金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告を行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第12条の報告書に添付すべき同条第4号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に係る領収書
- (2) 実施した事業の記録や写真
- (3) 通水量の確認できる資料
- (4) その他事業内容の分かる資料

(補助金の交付)

第12条 本事業については、適正な通水量を確保しつつ、年間を通じて管理業務が行われた事実をもって補助金の交付を行うことから、概算払は行わないものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助の対象となる経費	3 補助率
水路等を利用して導水する場合における当該水路等の維持管理	<p>補助対象事業に要する経費で次に掲げるもの。ただし、他の補助事業等を利用して行うものについては事業経費の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路の泥上げに要する経費</li> <li>・水路の清掃、除草に要する経費</li> <li>・水制のための樋門等の操作に要する経費</li> <li>・樋門等の点検・修繕に要する経費</li> </ul>	<p>当該水路等の年間通水量に対する市街地への通水量の割合とする。</p> <p>（小数点第1位以下が計算上生じた場合は小数点第1位を四捨五入する。）</p>

様式第1号（第7条、第11条関係）

収支予算書(決算書)

収 入

科 目	予算額	摘 用（積算根拠）
市補助金	円	
自己負担金		
その他		
計		

支 出

科 目	予算額	摘 用（積算根拠）
管理費	円	
修繕費		
計		

様式第2号（第7条、第11条関係）

事業計画書

1 事業目的

2 通水量

A 年間通水量※1 年間 m<sup>3</sup>  
 B 内市街地への通水量※2 年間 m<sup>3</sup>

補助率(%)  $B/A \times 100 =$  % (小数点第1位以下四捨五入)

3 費用細分

事業種類	事業量	事業費 (円)	事業費財源内訳(円)		
			市補助金	自己負担金	その他

4 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

※1 年間通水量 5月 1日~5月 25日 (25日) 取水量 総取水量  
 5月 26日~9月 10日 (109日) 取水量 総取水量  
 9月 11日~9月 30日 (19日) 取水量 総取水量  
 10月 1日~4月 30日 (212日) 取水量 総取水量  
 合計 m<sup>3</sup>

※2 市街地への通水量 通年 平均流量 = m<sup>3</sup>

様式第2号（第7条、第11条関係）

実績調書

1 事業目的

2 通水量

A 年間通水量※1 年間 万 m<sup>3</sup>

B 内市街地への通水量※2 年間 万 m<sup>3</sup>

補助率(%)  $B/A \times 100 =$  % (小数点第1位以下四捨五入)

3 費用細分

事業種類	事業量	事業費 (円)	事業費財源内訳(円)		
			市補助金	自己負担金	その他

4 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

※1 年間通水量	5月 1日~5月 25日 (25日)	取水量	総取水量	m <sup>3</sup>
	5月 26日~9月 10日 (109日)	取水量	総取水量	m <sup>3</sup>
	9月 11日~9月 30日 (19日)	取水量	総取水量	m <sup>3</sup>
	10月 1日~4月 30日 (212日)	取水量	総取水量	m <sup>3</sup>
			合計	m <sup>3</sup>

※2 市街地への通水量 通年 平均流量 日 = m<sup>3</sup>